

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
新築建築物における取組 (1)	多様な機関の連携による完了検査の徹底と、建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保	建築主への普及啓発強化	●	1	市リーフレットをベースに、違反防止を目的とした建築確認と検査制度のわかりやすいパンフレットの作成、配布 【指定確認、市（建築指導）】	○	◎	リーフレットの作成、配布	京都市と指定確認検査機関の名前を併記したリーフレット「建築物に関する各種検査のお知らせ」を作成し、確認検査済証交付時に配布をしている。	市 指定確認	京都市建築指導部（建築審査課、建築安全推進課） 京都確認検査機構 I-PEC 確認検査機構アネックス 日本ERI 西日本住宅評価センター
				2	全物件を対象とした完了検査受検案内文書の送付 【市（建築指導）】	○	◎	完了検査受検案内の実施	確認済証交付時や中間検査時に完了検査受検案内を実施している。	市 指定確認	京都市建築指導部（建築審査課、建築安全推進課） 京都確認検査機構 I-PEC 確認検査機構アネックス 日本ERI 西日本住宅評価センター
				◎	確認申請・完了検査申込の同時受付	確認申請・完了検査申込の同時受付を行っている。	指定確認	確認検査機構アネックス			
				◎	検査手続きの簡便化	確認済証交付時に検査予約用紙（FAX用）を渡し、検査手続きの簡便性を高めている。	指定確認	日本ERI			
				3	完了検査未受検の物件に対する、電話における督促 【指定確認、市（建築指導）】	○	◎	検査の事前予約	・中間・完了検査の事前予約制度を実施し、検査日直前に工事管理者（監理者）からFAX予約を受け付け、検査日時の調整等を行っている。 ・住宅性能評価との同時検査体制をとり、工事監理者の負担軽減を図っている。	指定確認	西日本住宅評価センター
				◎	中間検査合格シールの配布	中間検査合格シールを配布している。	指定確認	京都確認検査機構			
				◎	検査済証プレートの支給	検査済証シールを配布している。	市 指定確認	京都市建築指導部（建築審査課） 確認検査機構アネックス I-PEC			
				5	完了検査パトロールの対象物件の選定見直しと充実 【市（建築指導）】	○	□	完了検査パトロールの実施	違反行為に対するけん制と早期発見、早期是正の推進を目的としたパトロールを実施している。 ①完了パトロール：平成23年度以降確認済物件のうち、完了検査済証未交付物件について全件のパトロールを行ったうえで、未着工物件等の建築主または工事監理者に対し、電話連絡を行い実態の確認を行う。 ②一斉公開建築パトロール：建設関連9団体から参加を得て実施し、その結果を公開する。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				6	建築パトロール員の業務委託等による、パトロール体制の強化 【建築関係、不動産流通、市（建築指導）】	△	・	一斉公開建築パトロールへの参加	違反建築防止週間に実施される一斉公開建築パトロールに参加している。	建築関係	京都府建築士会 京都府建築士事務所協会 京都建築設計監理協会 日本建築家協会 京都府建設業協会 全国中小建設業協会全中建京都
				不動産流通	京都府宅地建物取引業協会 全日本不動産協会 京都府本部 京都府不動産コンサルティング協会						

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
新築建築物における取組 (1)	多様な機関の連携による完了検査の徹底と、建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保	工事監理の徹底	●	13	工事監理者選定指導の徹底 【建築確認、建築関係、不動産流通、市（建築指導）】	○	◎	・ 工事監理者選定指導の徹底 ◎ 広報活動	着工までに工事監理者を選定するよう指導している。 (1)①の再掲	市 指定確認	京都市建築指導部（建築審査課） 京都確認検査機構
				14	全物件の工事監理者に中間・完了検査制度について啓発文書の送付 【市（建築指導）】	○	◎	◎ 各種検査のお知らせの配布	(1)①の再掲	市	京都市建築指導部（建築審査課、建築安全推進課）
				15	不適切な監理者の情報を京都府と共有 【市（建築指導）】	○	□	□ 不適切な事業者の情報を蓄積	不適切な事業者の情報の蓄積し、情報共有について警察分科会で検討している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				16	不適切な監理者等の処分 【府（建築指導）、国】	○	◎	◎ 工事監理の徹底	・ 建築士事務所の立入指導を行っている。 ・ 建築士事務所処分基準を策定した。 ・ (1)⑩の再掲	京都府	京都府建設交通部建築指導課
				17	建築物関連各種補助制度での検査済証提示の義務付け 【市（建築指導）】	○	□	□ 各種補助制度において検査済証提出の要件化	各種補助制度の申請時に検査済証の提出を求めている。 ・ 分譲マンションの耐震化対策事業 ・ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策事業 ・ 既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業 ・ 吹付けアスベスト除去等助成事業	市	京都市建築指導部
				18	住宅ローン取扱時の、より積極的な働きかけ 【金融機関】	○	◎	◎ 検査済証活用の促進	住宅ローン取扱時に検査済証の提出を義務付けている。	金融機関	京都銀行協会 京都府信用金庫協会 住宅金融支援機構
		各種申請・手続における検査済証の要件化等	●	19	重要事項の説明で検査済証の有無を明確に説明 【不動産流通】	○	◎	◎ 重要事項説明書に検査済証の有無を明記	・ 重要事項説明書に検査済証の有無を明記をしている。 ・ 重要事項説明に関する研修を開催している。	不動産流通	全日本不動産協会 京都府本部
				20	各種保険等における検査済証の要件化 【国】	△	◎	◎ 保険などにおける検査済証の要件化	住宅ローン取扱時に検査済証の提出義務付けや重要事項説明書に検査済証の有無を明記するなど、各種団体との連携による取組が進み、検査済証交付率が96%を超え、ほとんどの新築建築物が検査済証を取得する状況となっている。一部の保険法人では要件にしている動きもあり、今後の動向を注視していく。	-	-
				21	各種団体との連携強化 【市（建築指導）】	○	・	・ 金融機関に対する働きかけ	住宅ローン取扱時に検査済証を要件化することを依頼している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
		検査済証有無によるメリット⇄ペナルティの検討	●	22	エネルギー関係機関との連携体制の強化 【エネルギー、市（建築指導）】	○	・	・ 電気、水道の供給承諾保留及び下水道への接続保留の実施 違反建築の防止	建築基準法違反等の建築物に対し、京都市からの要請があり、かつ、一定の基準を満たしている場合は供給承諾を保留する。 新規申請時に建築確認通知の写しの提出を求めている。	エネルギー関係 エネルギー関係	関西電力 京都市上下水道局水道部 京都市上下水道局下水道部 京都市上下水道局水道部
				23	優良事業者顕彰の実施検討 【建築関係、不動産流通】	○	◎	◎ 検査済証交付率が96%を超え、新築建築物の安全性の確保に向けた取組が飛躍的に向上しているとともに、住宅の品質確保の促進を図るため、長期優良住宅の認定制度が進められるなど、他の制度により安全性を確保する仕組みも進められてきており、当施策の検討の必要性はなくなったため実施済みとする。	-	-	
		事業者情報の公表・顕彰制度の検討	●	24	団体会員の処分情報等の公表 【建築関係、不動産流通】	△	◎	◎ 建築基準法に基づく命令処分の公表	建築基準法に基づく命令処分を行った場合、違反者に対する行政処分の内容の公表を行っている。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				25	検査済証取得後の定期点検等についての研究 【指定確認、市（建築指導）】	○	◎	◎ 住宅の品質確保の促進を図る長期優良住宅の認定制度や歴史的建築物の保存と活用のために制定された「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の適用を受けた建築物の定期的な報告制度など、様々な制度により安全性を確保する仕組みが進められてきており、当施策の研究の必要性はなくなったため、実施済みとする。	-	-	

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体		
既存建築物における取組	② 定期報告制度の対象建築物拡大と調査データ活用の促進	定期報告制度の着実な実施	① 定期報告率向上対策の検討	●	26	定期報告制度の周知啓発 【市（建築指導）】	○	◎ 定期報告制度の周知啓発	・各年度に所有者説明会、調査者説明会を実施している。 ・各年度に関係団体をまわり、定期報告の説明を実施している。 ・定期報告制度総合リーフレットを新たに作成、広報発表し、配布している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）	
				○			◎ 定期報告に関する研修	・定期報告制度の周知と運営実務についての研修を実施している。 ・研修の受講者リストをホームページで公表している。	指定確認	京都府確認検査機構 日本ERI		
				○			◎ 定期報告調査者の紹介	KASSシステム（入札システム）により定期報告調査者を紹介している。	建築関係	京都府建築士会 京都府建築士事務所協会		
				○						京都府建築士事務所協会		
				●	27	定期報告実施の有無によるメリット、デメリットの付与について検討 【建築関係、市（建築指導）】	○	◎ 定期報告実施の有無によるメリット、デメリットの付与について検討	報告済ステッカーの配布等、優良建築物に対するメリットの付与について、手法等を検討している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）	
		定期報告対象建築物拡大の検討、実施	② 定期報告対象建築物の拡大	●	28	定期報告建築物の拡大 【市（建築指導）】	○	◎ 定期報告対象建築物の拡大	定期報告対象建築物の拡大の検討、素案の提示、市民意見募集を実施し、H24.5月に京都市建築基準法施行細則を改正、H25.4月に施行した。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）	
				○	29	定期報告制度の実効性のある運用 【市（建築指導）】	△					
			③ 定期報告対象建築物台帳（既存建築物台帳）の整備	●	30	対象建築物の拡大に伴う台帳の補充 【市（建築指導）】	○	□ 定期報告対象建築物の台帳システムの運用	京都市建築行政情報システムに定期報告対象建築物のデータベース機能を運用しながら整備を進めている。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）	
		○		31	既存建築物台帳の整備 【市（建築指導）】	○						
		定期報告書記載内容の正確性の追求	④ パンフレット等を利用した普及啓発の実施	●	32	一般的な記載例等を載せたパンフレットの作成と配布 【市（建築指導）】	○	・ 定期報告対象建築物所有者等へ通知文の送付	ホームページによる情報発信及び定期報告書の提出期日2ヶ月前に建築物所有者等に通知文を送付している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）	
								□ 調査者向け定期報告書の手引きの作成	・ H25に調査者向け定期報告書の手引きを作成し、配布している。			
		建築関係	◎ 広報委員（会報・ニュースレター・HP等で会の活動を会員・社会に発信する）					普及啓発のためのパンフレット等を会員に配布している。		京都建築設計監理協会		
				⑤ 定期報告審査体制の整備	●	33	京都市における審査や調査体制の検討、外部委託等も含めた検討（現地確認による記載内容との整合性確認等） 【市（建築指導）】	○	□ 審査や調査体制の検討	・ H25に審査や調査体制について、マニュアルを作成し、運用している。 ・ 審査体制等の参考とするため、適宜他都市へのヒアリング調査等を実施している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）
		定期報告書の積極的な活用についての検討	⑥ 定期報告書の違反指導への活用	●	34	違反指導への活用強化 【市（建築指導）】	○	□ 違反指導への活用	定期報告の情報を活用している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）	
				●	35	防災査察への活用強化 【市（建築指導）】	○	□ 防災査察への活用				
			⑦ 定期報告書の既存不適格建築物対策への活用	○	36	既存不適格項目の重要度に応じた対策を検討 【市（建築指導）】	○	◎				
				●	37	危険建築物対策の活用強化 【市（建築指導）】	○	□ 定期報告提出時における指導		定期報告により、タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況を把握しており、報告書提出時に、要是正の建築物に対し、必要な措置を執るよう指導している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				○	38	定期報告記載内容の公開を検討 【市（建築指導）】	○	□ 定期報告概要書の閲覧及び定期報告記載内容の公開を検討		・ 定期報告概要書の閲覧を実施している。 ・ 定期報告記載内容の公開を検討している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）
		⑨ 定期報告記載内容の公開	○	39	重要事項説明書への記載や活用等の検討 【不動産流通、市（建築指導）】	○	◎ 重要事項説明書の記載や活用等の検討	定期報告対象建築物拡大分科会等において、重要事項説明書の記載や活用等の検討を開始している。	市	京都市建築指導部 （建築審査課、建築安全推進課）		

施策実施状況一覧

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体			
既存建築物における取組	(3) 既存違反建築物対策の強化	情報の伝達	① 既存違反建築物の把握	● 40	消防部局及び各団体と連携した、違反建築物情報の伝達体制の構築 【各団体、市（消防）、市（建築指導）】	○	◎ 警察分科会	違反建築物の指導について、京都府警、京都府及び京都市で情報を共有している。	市 京都市建築指導部（建築安全推進課） 府 京都府警察本部 京都府建設交通部			
							◎ 違反建築物通報	違反建築物を発見した場合、建築指導部に通報している。	市 京都市消防局			
							◎ 建築に係るよろず相談	・無料建築相談を実施している。 ・建築相談会に参加している。	建築関係 京都府建築士事務所協会			
							◎ 既存違反建築物対策	・情報収集、把握。 ・個別案件で把握し、重要書に明記。 取引物件の重要事項説明書に「建物の法令調査（既存不適格・再建築不可等）」、「敷地と道路の関係（建築確認不可）」を記載する欄を設けている。	不動産流通 全日本不動産協会 京都府本部 京都府宅地建物取引業協会			
		適切な維持管理の推進	② 違反の未然予防の推進	● 41	テナントビルに入居者に対する適法な維持管理の啓発 【不動産流通】	△	◎ 防災査察における啓発	防災査察の実施の際、適法な維持管理の啓発を実施している。	市 京都市建築指導部（建築安全推進課）			
							● 42	入居者やオーナー向けに適法な管理を促すパンフレットの作成、配布 【市（建築指導）】	△	◎ 定期報告制度を活用した啓発	定期報告制度の普及啓発において、所有者・管理者に適法な管理を促すリーフレットを配布	市 京都市建築指導部（建築安全推進課）
							○ 43	既存不適格建築物と違反建築の線引きの明確化 【建築関係、不動産流通、市（建築指導）】	△	◎ 適切な維持管理の推進	H26.1月に「京町家できること集」を発行。京町家等を適切に修繕・再生・リフォームする手法を普及させる。	市 京都市建築指導部（建築審査課）
		業務内容と業務執行体制の検討	③	● 44	業務内容と業務執行体制の検討 【市（建築指導）】	○	◎ 業務内容と執行体制の検討	H26.1月に「京町家できること集」を発行。京町家等を適切に修繕・再生・リフォームする手法を普及させる。	◎ 既存違反建築物対策	(3)①の再掲	不動産流通 全日本不動産協会 京都府本部 京都府宅地建物取引業協会	
												○ 45
		指導基準の作成	④ 指導基準の作成	● 46	消防部局との連携により、基礎資料収集を実施 【市（消防）、市（建築指導）】	○	◎ 消防部局との連携により、基礎資料収集を実施	消防部局との連携により、基礎資料収集を実施。	○	◎ 指導基準の作成	既存違反建築物の指導基準の作成に向け、検討を進めている。	市 京都市建築指導部（建築安全推進課） 京都市消防局
		査察の強化、重点化	⑤ 建築物防災査察の実施	● 48	事件・事故調査結果のフィードバックの実施（安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワークの強化） 【市（消防）、市（建築指導）】	○	□ 安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク	庁内ネットワーク会議を開催し、近年の主な事件・事故について関係部局間で情報共有と連携の強化を図っている。	○	□ 建築物防災査察	・地震、火災、水害などあらゆる災害による被害を最小限に食い止めるため、建築指導部と消防局と合同で、年2回、建築防災査察を実施している。 ・H26年度からは、査察の目的を明確にした特定査察を実施。	市 京都市建築指導部 京都市消防局

施策実施状況一覧

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に関する団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体					
既存建築物における取組	(4) 事件・事故対策の推進	事件・事故対策の強化	① 事件・事故対策（アスベスト、エレベーター等）	●	50	従来の事件・事故に対する調査実施に加え、定期報告書等の活用によるフォローアップ調査の強化 【市（建築指導）】	○	□ アスベスト除去等助成事業の実施 □ 定期報告の情報を活用した査察の実施 □ 建築物に係る事故連絡	アスベスト分析調査費用、吹付けアスベスト除去等工事費用の助成を行っている。 定期報告の情報を活用し、維持管理状態が悪い建築物等を対象にした特定査察を実施していく。 事件・事故発生時の現地確認及び情報提供を行っている。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課） 京都市消防局				
				事件・事故情報の告知、広報	② 事件・事故情報公開の検討	●	51	事件・事故に対する公開可能な情報と公開手法の検討 【市（建築指導）】	○	◎ 事件事故情報公開の検討	事件事故に対する公開可能な情報と公開手法を検討している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）		
						○	52	事件・事故情報についての公開 【市（建築指導）】	○		事件事故対策について、ホームページで随時掲載している。				
		●	53			事件・事故対策の優れた事例の紹介について検討 【建築関係】	△	◎ 優れた事件事故対策の事例紹介に向けての検討	優れた事件事故対策の事例紹介に向けて検討を開始している。		市			京都市建築指導部（建築安全推進課）	
		査察の強化、重点化	③ 事件・事故発生後の適時パトロール	●	54	消防部局との連携により事件・事故発生後に適宜パトロールを実施 【市（消防）、市（建築指導）】	○	□ 事件事故発生後の緊急パトロール・立入調査の実施	事件事故が発生した場合、京都市で類似の建築物に対し、緊急のパトロール・立入調査を行っている。（個室ビデオ店、カラオケボックス、ホテル、グループホーム、診療所等の緊急パトロールの実施。）	市	京都市建築指導部（建築安全推進課） 京都市消防局				
				●	55	事件・事故調査結果から判断された物件の現地確認・予防措置の実施 【市（建築指導）】	○								
				●（再掲）	56	事件・事故調査結果のフィードバックの実施（安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワークの強化） 【市（消防）、市（建築指導）】	○					□ 建築物防災査察	(3)(5)の再掲	市	京都市建築指導部（建築安全推進課） 京都市消防局
				●（再掲）	57	消防局との連携による、強化した防災査察を実施 【市（消防）、市（建築指導）】	○					□ 建築物防災査察	(3)(5)の再掲	市	京都市建築指導部（建築安全推進課） 京都市消防局

分類	取組名称	取組の概要		実施状況	事業(取組)名称	取組の具体内容	取組団体
		<施策種別 凡例> 着色:重点施策 ●:短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○:中長期的に新たに行う施策	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】:施策の実行に係る団体 <実施状況 凡例> ○:着手 △:一部着手 ×:未着手				
既存建築物における取組	(5) 耐震診断・耐震改修関連施策の着実な展開	耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	① 耐震診断の支援策	●		○	※(5)の取組については、別途「京都市建築物耐震改修促進計画」にて施策の推進を行う。 ※京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる62のすべての施策を実施(うち1施策は一部着手済)
			② 耐震改修の支援策	●		○	
		耐震化に関する意識啓発及び知識の普及に関する取組	③ 地震ハザードマップ等の活用	●		○	
			④ マスメディア・広報誌等の活用	●		○	
			⑤ パンフレットの作成配布	●		○	
			⑥ 講習会の開催	●		○	
			⑦ 各地域における耐震化の普及啓発	●		○	
			⑧ 維持管理の重要性に関する普及啓発	●		○	
		耐震化を促進するための環境整備の取組	⑨ 専門家の育成・認定・登録制度	●		○	
		その他の安全対策に関する取組	⑩ エレベーターの地震防災対策推進	●		○	
			⑪ 事件・事故対策	●		○	
			⑫ ブロック塀の安全対策	●		○	
			⑬ がけ崩れ等に対する安全対策	●		○	

施策実施状況一覧

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
既存建築物における取組	6) 危険建築物対策の強化	適切な維持管理の促進	●	71	消防局及び各団体と連携し、危険建築物情報の市への伝達体制の構築 【各団体、市（消防）、市（建築指導）】	○	◎	伝達体制の構築	各団体と連携し、危険建築物情報の市への伝達体制を構築を検討する。 ・危険建築物対策分科会や警察分科会で危険建築物の情報共有を図っている。 ・各指導案件について、各団体の長を發揮し、効果的な問題解決に当たることができるよう連携している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				72	既存建築物の適切な維持管理に関する事項、危険建築物に関する情報提供についてPR 【建築関係】	△	◎	危険建築物相談窓口の案内	・H25に危険建築物分科会にて各団体の相談窓口を記載したリーフレットを作成した。京都市が指導対象としている危険建築物の所有者等に対し、指導の際に配布し、所有者等からの希望があれば、各団体窓口を紹介している。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
				◎	広報委員会	普及啓発のためのパンフレット等を会員に配布している。	建築関係	京都建築設計監理協会			
				73	維持管理ホームドクター（地域により選任を想定）の職能育成、派遣（モデルエリアにおける各種施策の展開と連携） 【建築関係】	△	◎	空き家の活用・流通の促進に向けた、総合的なコンサルティング体制の整備	・「京都市地域の空き家相談員」登録制度を整備し、201名（H27.3末時点）を登録している。 ・「京都市空き家活用・流通支援専門家派遣」を整備した。	市	京都市まち再生・創造推進室
		◎	空き家対策の検討	「京都市地域の空き家相談員」募集に協力する。	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会					
		◎	耐震ネットワーク	H25から専門家派遣による耐震相談・点検事業を開始した。	建築関係	京都市耐震改修促進ネットワーク会議					
		◎	消費者関係								
		74	リフォーム時等の機会をとらえ、既存不適格建築物の現行法規への適合を誘導 【建築関係】	△	◎	定期報告制度を活用した啓発	定期報告提出の際、既存不適格項目があった場合に、検査者等を通じて所有者・管理者に啓発文書を発行している。	市	京都市建築指導部（建築審査課、建築安全推進課）		
		地域における活動を中心とした関係機関の連携	●	75	地域や関係機関等との情報共有と連携による、空き家を発生させない地域ぐるみの取組の推進 【府（警察）、市（区役所、住宅政策、消防、建築指導）】	○	□	空き家・危険家屋に係る関係機関の連絡、協力体制の構築（東山区危険建築物対策連絡会議の開催）	・H20に東山区で「東山区危険建築物対策連絡会議」を設置した。 ・H24に中京区で「中京区防災会議 中京区危険建築物等対策部会」を設置した。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課） 東山区役所
							◎	地域連携型空き家流通促進事業	地元組織と不動産事業者等が連携し、地域の魅力やすまい方を発信するとともに、空き家の掘り起しから活用提案、入居者のマッチングを行う、空き家の流通促進を図る仕組みにより事業を展開している。 （H26年度結果） 流通件数：38件 新規取組地域・団体数：12（これまでの取組地域・団体数：21）	市	京都市まち再生・創造推進室
							◎	空き家活用・流通支援等補助金	H26から、所有者が、特に利用予定のない空き家を活用したい場合、また地域のにぎわいや安心のために空き家を活用する場合に改修工事や家財の撤去にかかる費用の一部を補助している。		
							◎	京都市防災まちづくり推進事業	H26から、密集市街地及び細街路の防災性を向上させるため、以下の工事に係る費用を助成している。 1. 老朽化した木造建築物の除却 2. 老朽家屋除却跡地等を活用した防災ひろばの整備		
○	76	既存建築物の適切な維持管理、危険建築物に関する相談等を受付、適切なアドバイスを行う相談窓口の設置 【建築関係、不動産流通】	○	□	すまいよろず相談	既存建築物や危険建築物に関することを含め、住宅に関する総合的な相談窓口を設置し、相談業務を実施している。	市	京都市住宅室			
				◎	空き家の活用・流通の促進に向けた、総合的なコンサルティング体制の整備	(6)③の再掲		京都市まち再生・創造推進室			
				◎	無料相談	危険建築物相談窓口を開設している。 市民に向けて新築・既存建築物を問わず各種建築相談を開催し、工事施工分野の説明やアドバイスを行っている。 毎週火曜日に京都府本部で不動産無料相談会を実施している。（別に出張相談会も実施） 協会事務局にて一般消費者及び建物所有者向けに月4回実施している。	建築関係	京都府建築士会 京都府建設業協会			
						一般消費者を対象とした不動産取引等に関する無料相談を実施している。 協会本部……毎週火・金曜日 南部（京田辺市）…第1・第3火曜日 北部（綾部市）…第1・第3火曜日	不動産流通	全日本不動産協会 京都府本部 京都府不動産コンサルティング協会 京都府宅地建物取引業協会			

施策実施状況一覧

分類	取組名称	取組の概要		施策種別	施策番号	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に関する団体 <実施状況 凡例> ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 <施策実施種別 凡例> ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
		着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策										
既存建築物における取組	(6) 危険建築物対策の強化	業務内容と業務執行体制の検討	⑦ 業務内容と業務執行体制の検討	●	77	地域や関係機関等との情報共有と連携により、危険建築物に対する対策を実施していくうえでの指導内容、指導フォローの検討 【市（区役所，建築指導）】	○	◎	業務内容と執行体制の検討	効果的な業務内容と業務執行体制の検討を行っている。	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
			⑧ 指導基準の作成	●	78	損傷の状況や危険建築物の固有の事情（所有者が特定できないなど）に応じた指導基準の作成 【市（建築指導）】	△	◎	指導基準の作成	危険違反建築物の指導基準を作成中。		京都市まち再生・創造推進室
								◎	指導等による、空き家の適正な管理状態への誘導	空き家の管理状態を判定するとともに、周辺状況も勘察し、指導・勧告・命令等により適正な管理状態に誘導している。	不動産流通	京都府不動産コンサルティング協会
								◎	危険建築物の買取り、修繕	行政からの相談物件に対し、適宜迅速に会員に連絡をし対応している。		

分類	取組名称	取組の概要		実施状況	施策実施種別	事業(取組)名称	取組の具体内容	取組団体				
		＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	実施状況					取組の概要	取組団体			
施策を効果的に推進するための取組	(7) モデルエリアにおける各種施策の展開	まちづくりサポーターの発掘、啓発(出前講座等)	① エリア単位における住民意識啓発活動の実施(出前講座)	●	79	出前講座を活用し、エリア単位における安心安全のすまいづくりの必要性(確保されない場合のリスク(資産価値の目減り等)についての住民意識啓発活動の実施 【市(消防), 市(建築指導)】	△	出前講座の実施	市民の要請に応じて、出前講座を実施している。	市	京都市建築指導部	
			② 地元サポーターの発掘	●	80	啓発活動を通じて、安心安全のまちづくりに向けた地元サポーターの発掘と育成 【建築関係, 市(消防), 市(建築指導)】	△	◎				
		公民協働によるモデルエリアの設定	③ 安心安全に係る施策を重点的に進めるエリアの設定と、施策の実行	●	81	安心安全に係る施策を重点的に進めるエリア(区単位, 学区単位等)を設定し、施策を実施 【各団体, 市】	△	◎				
			④ 地元発意による市との共働が可能な地域の発掘	●	82	取組の優良なエリア, 地元住民の合意・市と地元のパートナーシップの構築が可能なエリアを発掘し、モデルエリアや、既存各種事業のエリア設定等に反映 【市(区役所, 住宅政策, 建築指導)】	△	◎				
		モデルエリアの地域課題と将来像の共有, 施策検討と役割分担	⑤ モデルエリアへの専門家の派遣	●	83	ボランティアによる地域活動への参加 【建築関係, 不動産流通】	△	◎				
			⑥ 地元及び専門家との共働作業による実施計画策定	○	85	エリア住民参加によるワークショップ等の実施により、モデルエリアにおける課題抽出、議題解決のための実施計画策定 【建築関係, 不動産流通】	△	◎	各施策における地域展開	<p>○耐震化対策 耐震改修促進ネットワーク会議が地域の主体的な防災活動と連携し、個別訪問やセミナー、ワークショップなどを開催。 密集市街地・細街路対策に係る取組地区において、効果的と思われる場合は、相互連携により事業を実施。 (取組地区) 粟田学区/朱雀第八学区/朱雀第二学区/六原学区/待賢学区/仁和学区/翔鷹学区</p> <p>○空き家の流通促進 地元組織と不動産事業者等の専門家が連携し、地域の魅力やすまい方を発信するとともに、空き家の掘り起しから活用提案、入居者のマッチングを行う、空き家の流通促進を図る仕組みにより事業を展開している。 (これまでの取組地域・団体) 北区：紫野学区 上京区：春日, 桃園, 成逸学区 左京区：大原, 養徳, 久多学区 中京区：梅屋, 銅駝, 竹間, 朱雀第一, 朱雀第三学区 東山区：六原, 粟田, 今熊野, 有濟学区 下京区：有隣, 修徳学区 右京区：京北地域 西京区：洛西ニュータウン(新林・竹の里・境谷・福西学区)</p> <p>○密集市街地・細街路対策 全国共通の指標による京都市内の木造密集市街地の中から、京都市の特性を踏まえた指標等を加味して「優先的に防災まちづくりを進める地区(11地区)」を選定し、地域と行政が一体となり、事業者の協力を得ながら、対策を進めている。 (取組地区) 六原学区/仁和学区/翔鷹学区/朱雀第二学区/紫野学区/朱雀第一学区</p>		
		⑦ 地元発意による事業の実施	○	86	モデルエリアにおける事業実施の支援を関係団体との連携により実施 【建築関係, 不動産流通, 市(建築指導)】	△	◎					
		⑧ 行政で優良取組の顕彰	○	87	安心安全の取組内容を広報し、エリア外の市民・事業者等への普及啓発を行うとともに、建築物の安心安全向上に寄与する優良な取組についての顕彰を検討 【市(建築指導)】	△	◎					

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に関する団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	施策実施種別	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
施策を効果的に推進するための取組	(8) 各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討	既存建築物を良好に維持、再生させるための方策検討	①	法規制の合理化に関する調査研究（構造、防火避難、集団（道路）適及適用）、京都の地域性を踏まえた、独自基準の研究	京町家等に代表される伝統構法を用いた既存建築物の再生・活用のために、「京町家に係る法規制の合理化に関する調査研究（防火、構造、細街路等）」を通じて、京都の地域性を踏まえた独自基準の研究 【建築関係、市（建築指導）】	○	◎	京町家に係る法規制合理化検討	京町家等の保全・再生を行うに当たっての法的な課題解決について、H21年度の調査研究を踏まえ、京都市独自の具体的な取組の検討を行うとともに、国への要望等を進める。 ・「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」をH24.4月に施行した。 ・非木造の近代建築物についても条例適用の対象とするため、上記条例を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改正し、H25.11月に施行した。 ・木造建築物をモデルケースとした「保存活用計画書作成例」を公開し、手続を明確化した。 ・「保存活用計画」の作成に必要な費用を補助する制度をH26に創設した。 ・「保存活用計画」の内容について、市長や建築審査会が第三者的な立場の専門家に意見を求め、意見を反映させる制度をH26に創設した。 ・歴史的建築物の保存活用の推進のための技術的基準の検討をH26に実施した。 ・条例の活用が見込まれる個別の建築物の所有者や建築・不動産等の事業者に対し、条例の普及啓発をH26に実施した。	市	京都市建築指導部（建築指導課）
							◎	細街路対策の検討	京都市の細街路対策に向けて提言書を提出した。	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会
							◎	京町家に係る法規制合理化検討	(8)①施策番号88の再掲	市	京都市建築指導部（建築指導課）
							◎	定期報告対象建築物の拡大	(2)②の再掲	市	京都市建築指導部（建築安全推進課）
							◎	細街路の安全性向上のための方策	・既存の道を位置指定道路にする制度の創設 H24.7月に策定した京都市細街路対策指針に基づき、京都の特性を生かしつつ、細街路に面する建築物の更新を促進し、防災性を向上させるため、H25に既存の道を位置指定道路にする制度を創設し、併せて建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準を改正。 ・新たな道路指定制度の創設 H26から、従来建替えのできなかった袋路や幅員1.8m未満の細街路を2項道路に指定し、沿道の建替えを可能にする「新たな道路指定制度」を創設。	市	京都市建築指導部（建築指導課）
							◎	3項道路指定等の活動支援	細街路を新たに3項指定又は6項指定する際に必要となる沿道住民の合意形成、測量等を支援する。 H26年度に、新たな道路指定に向けた活動支援及び手引書を作成した。	市	京都市まち再生・創造推進室
							◎	空き家対策の推進	(6)③⑤の再掲	市	京都市建築指導部
							◎	空き家対策の推進	(6)③の再掲	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会
							◎	国家予算要望活動における提案・要望	[提案・要望項目] ・京町家や大規模邸宅・庭園などの景観資産を保全・継承するための制度創設等 ・京都らしい町並み景観を適切に保全・再生するための建築基準法における防火・構造及び道路関係規定の整備 H25.6月に、伝統的建築物について、安全性確保及び保全・再生を可能とする制度の整備を求める国家予算要望を実施した。 H26.6月に、①伝統的構法による構造設計法の確立・普及②歴史的建築物の保存活用に関する本市への技術的支援③「保存活用計画」の策定等への支援制度の創設をを求める国家予算要望を実施した。	市	京都市建築指導部

施策実施状況一覧

分類	取組名称	取組の概要 <施策種別 凡例> 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 <実施状況 凡例> ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	事業（取組）名称 <施策実施種別 凡例> ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体
施策を効果的に推進するための取組	(8) 各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討	建築基準法の円滑な運用に対する検討	◎	91	建築基準法の円滑な運営が図られるよう、建築法令実務ハンドブックの適宜見直し 【市（建築指導）】	○	□ 建築法令実務ハンドブックの適宜見直し ◎ 京町家できること集の発行	建築基準法の円滑な運営が図られるよう、建築法令ハンドブックの適宜見直しを実施している。 条例の適用対象外の京町家などの既存不適格建築物に対して現行法下で可能な工事の範囲を明確化し、周知することにより京町家の保全、再生を実態に即して円滑かつ適切に行えるよう、「京町家できること集」を作成し、公表した。	市 京都市建築指導部
				92	全体計画認定の柔軟な運用（期間延長、緩和等）について検討 【市（建築指導）】	○	◎ 全体計画認定の柔軟な運用（期間延長、緩和等）についての検討	平成20年度国住指第225号の改正を受け、全体計画認定の柔軟な運用を図る。	
				93	建築行政共用データベース有効活用についての検討 【市（建築指導）】	○	□ 建築行政データベース有効活用についての検討	H23.12月に建築行政データベースを導入し、業務の円滑化を図っている。	
				94	京都市狭あい道路整備事業の推進 【市（建築指導）】	○	□ 京都市狭あい道路整備事業の推進	狭あい道路の拡幅・整備を促進し、安心で安全なまちづくりを進めるため、狭あい道路に接した敷地での建築に際し、以下の事業を行う。 1 後退線を明示する後退杭の支給 2 道路の中心線を明示する中心線の支給 3 後退部分の舗装整備費用等の一部の補助	
◎ 細街路対策の推進	細街路対策指針に基づき、道の拡幅整備を基本とした細街路対策を進めるとともに、良好な景観の維持・継承や建替え等の誘導を図るため、細街路の特性に応じた多様な細街路対策を展開する。 H26.4に新しい道路指定制度を創設した。								
						◎	◎ 京都市細街路対策事業	袋路の避難安全性を向上させるため、以下の工事に係る費用を助成する。 1 袋路の2方向避難を確保するための避難扉等の設置 2 袋路始端部の建築物に対する耐火・防火改修工事 4 袋路始端部を拡幅するための樹木等の撤去や舗装工事等	京都市まち再生・創造推進室

分類	取組名称	取組の概要 ＜施策種別 凡例＞ 着色：重点施策 ●：短期的に新たに行う施策又は現行施策の充実 ○：中長期的に新たに行う施策	施策種別	施策番号	計画に記載している 取組むべき具体施策の内容 【 】：施策の実行に係る団体 ＜実施状況 凡例＞ ○：着手 △：一部着手 ×：未着手	実施状況	事業（取組）名称 ＜施策実施種別 凡例＞ ・：現行施策の継続 □：現行施策の充実 ◎：新たに行った施策	取組の具体内容	取組団体	
施策を効果的に推進するための取組	(9) 関係団体との連携による情報提供・環境形成の推進	事業者や各種団体による自主的な活動の促進、連携	●	95	各団体と一体となった「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」を定期的に開催し、各施策の推進を構築 【各団体、市】	○	◎ 安心安全実施計画推進会議	全体会議、分科会を開催。	市	京都市建築指導部
							◎ 関係団体との連携強化事業	・告示15号の啓発・要望行政への普及啓発活動 ・設備設計事務所との協議会 ・京都府すまいづくり協議会	建築関係	京都府建築士事務所協会
							◎ 安心安全推進委員会	京都市の安心安全推進活動に協力する。		京都建築設計監理協会
							◎ 推進会議の会報の作成	推進会議の活動の周知、市民や事業者への普及啓発を行う。	市	京都市建築指導部
							◎ フラット35に関連する情報の提供	フラット35の融資制度、技術基準、手続き等について、HP等で発信している。 なお、フラット35の物件検査の手続き（適合証明の手続き）を行われる方に、『技術基準・検査ガイドブック』を配付し、技術基準や検査について解説している。	金融機関	住宅金融支援機構
							◎ 活動内容の広報	提言、要望等の活動を報告。	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会
		適切な建築物が流通するための市場環境形成	●	97	各団体と一体となった「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」ホームページの作成 【各団体、市】	○	◎ 京都市建築物安心安全実施計画推進会議のHP	実施計画の取組状況や推進会議の活動内容について「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」が事業主体となり、HPの作成などで情報提供、広報、宣伝、普及啓発の活動を実施するための検討を開始。	市	京都市建築指導部
							◎ フラット35に関連する情報の提供	(9)②の再掲	金融機関	住宅金融支援機構
							◎ 広報委員会	協会HPから京都市HPへのリンク作成。	建築関係	京都建築設計監理協会
							◎ 一般、会員向けの広報活動の実施	安心安全推進会議の会議内容で有益で必要と考える事項をHP上で報告しリンクを作成。	建築関係	日本建築家協会
							◎ 重要事項証明書における情報の明示	雛形に明記をする。	不動産流通	全日本不動産協会 京都府本部
							◎ 重要事項証明書における情報の明示	重要事項説明書による物件の明示、説明。	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会
		適切な建築物が流通するための市場環境形成	○	99	既存建築物評価の仕組みづくり（既存不適格判定、診断事業者制度の創設（新しい業務分野の拡大））に着手 【建築関係、不動産流通、市（建築指導）】	△	◎ 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合調査のためのガイドライン」の策定	検査済証のない建築物の増改築や用途変更を円滑に進め、既存建築ストックの有効活用を図るため、H26.7月に国土交通省が、検査済証のない建築物について、建築当時の建築基準法適合状況を調査するための方法を示したガイドラインを策定。	国	-
							◎ 物件検査の実施	フラット35の融資にあたり、融資審査とは別に、物件検査（設計検査、現場調査）により機構独自基準に適合する住宅に対して融資を行っている。	金融機関	住宅金融支援機構
							◎ 本会の周知徹底と情報提供	建築士事務所キャンペーンを実施している。	建築関係	京都府建築士事務所協会
							◎ 不動産無料相談の開設	一般消費者を対象とした不動産取引等に関する無料相談を実施している。	不動産流通	京都府宅地建物取引業協会
							◎ 違反建築防止啓発リーフレットの配架	違反建築防止啓発リーフレットを当課執務室に配架し、市民への情報提供を図っている。	消費者関係	京都市文化市民局市民生活部
							◎ 消費者への対応	消費者に対する相談窓口の設置 【消費者関係】	○	101

※(5)の取組については、別途「京都市建築物耐震改修促進計画」にて施策の推進を行う。